

別居の事情などによる取扱い

別居の事情 (異動の日から4年以内。ただし、3年を超えるものについては、協議を要する。)		異動等直後の配偶者の住居					留意事項
		直前		過去		左記以外の地	
		居住地	勤務庁 60km未満	居住地	勤務庁 60km未満		
親 族 時	介護を必要とする状態にある職員等の父母又は同居の親族を介護すること。	規則2①	規則2①				異動前から介護していた場合
	職員等の別居の親族（介護を必要とする状態にある他に介護すべき者のいない親族に限る。）を介護すること。	包括	包括	包括	包括	包括	① 被介護者の居住地を原則とする。 ② 被介護者の居住地以外の地へ転居する場合は、特定の医療機関への入院など転居の必要性について、申立書や医師の診断書等により個別に判断
の 帯 同 介 赴 任 護 後	介護を必要とする状態にある職員等の別居の父母を介護するため、直前の居住地に転居すること。	運用5条2①					① 帯同後介護の必要性が生じた場合 ② 被介護者の居住地を原則とする。
	介護を必要とする状態にある職員等の別居の父母（他に介護すべき者のいない父母を除く。）を介護するため、直前の居住地等に転居すること（運用5条2①に該当する場合を除く。）。		包括				③ 被介護者の居住地以外の地へ転居する場合は、特定の医療機関への入院など転居の必要性について、申立書や医師の診断書等により個別に判断
	介護を必要とする状態にある職員等の別居の父母（他に介護すべき者のいない父母に限る。）を介護するため、転居すること（運用5条2①に該当する場合を除く。）。		包括	包括	包括	包括	
	介護を必要とする状態にある職員等の別居の親族（他に介護すべき者のいない親族に限る。）を介護するため、転居すること。	包括	包括	包括	包括	包括	
就 異 動 時	引き続き就業するため、居住又は転居すること。	規則2③	規則2③	規則2③	規則2③	規則2③	
	1箇月以内に就職が内定しているため、直前の居住地等に居住すること。	包括	包括				就職先が直前の住居から60km未満の場所に限る。
	異動等の際に育児休業中であった配偶者が復職するため、直前の居住地等に転居すること。	包括	包括				帯同期間1箇月以上の場合に限る。（1箇月未満は規則2③による。）
住 宅 の 管 理	職員等の住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。	規則2④					異動前から居住している場合
	扶養親族でない職員等の父母の住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。	包括					他に管理する者がいない場合に限る。
	職員等の住宅を直前の居住地等に新築（購入）中で、完成（取得）後当該住宅を管理するため居住すること。	包括	包括				住宅完成までの間居住する場合
	異動等直前には居住していないが事実上管理していたと認められる職員等の住宅を管理するため、直前の居住地等にある当該住宅に転居すること。	包括	包括				異動等の直前の住居から60km未満の住居で他に管理する者がいない場合に限る。
	異動等直前には居住していない職員等又は扶養親族でない職員等の父母の住宅を管理する特別の事情が生じたため、直前の居住地等又は過去の居住地等にある当該住宅に転居すること。	包括	包括	包括	包括		① 他に管理する者がいない場合に限る。 ② 特別の事情（借家人が転出した場合、家を新築（購入）した直後である場合、管理者が疾病・移転等により管理できなくなった場合等）は、申立書等により個別に判断する。
帯 同 後	職員等の住宅又は扶養親族でない職員等の父母の住宅を管理する特別の事情が生じたため、直前の居住地等又は過去の居住地等にある当該住宅に転居すること。	包括	包括	包括	包括		

別居の事情 (異動の日から4年以内。ただし、3年を超えるものについては、協議を要する。)		異動等直後の配偶者の住居				左記以外の地	留意事項		
		直	前	過	去				
		居住地	勤務所 60km未満	居住地	勤務所 60km未満				
子の 時 常 同 赴 育 任 後 配 偶 者 の 動 な い 時 者	異 子 動 時	学校等に在学している同居の子を養育すること。	規則2②	規則2②				異動時に養育していた場合	
		学校等に入転学し、又は保育所等に入転所若しくは在所する同居の子を養育すること。	包括	包括	包括	包括	包括	同上	
		学校等に在学し、又は保育所等に在所している別居の子を養育する特別の事情(※)が生じたこと。 (※) これまでの養育者が疾病等で子を養育できなくなった場合、学校等からの要請(子の非行化・学力不振・受験)があった場合	包括	包括	包括	包括	包括	包括	特別の事情については、養育の必要性を申立書等により個別に判断する。
		特定の医療機関において疾病等の治療等を受けている子を養育すること。(※①)	包括	包括	包括 (※②)	包括 (※②)	包括 (※②)	包括 (※②)	① 異動後の部局近郊の医療機関では適切な治療等を受けられない場合 ② 当該地の医療機関で治療等を受ける必要性を申立書や診断書等により個別に判断する。
	常 同 赴 育 任 後	同	学校等に入転学する同居の子を養育するため、直前の居住地に転居すること。	運用5条2②					
			学校等に入転学する同居の子を養育するため、転居すること(運用5条2②に該当する場合を除く。)		包括	包括	包括	包括	
		学校等に在学し、又は保育所等に入転所若しくは在所する同居の子を養育するため、転居すること。	包括	包括	包括	包括	包括	包括	
		学校等に在学し、又は保育所等に在所している別居の子を養育する特別の事情(※)が生じたため、転居すること。 (※) これまでの養育者が疾病等で子を養育できなくなった場合、学校等からの要請(子の非行化・学力不振・受験)があった場合	包括	包括	包括	包括	包括	包括	特別の事情については、養育の必要性を申立書等により個別に判断する。
		配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受ける子を養育するため、転居すること。(※①)	包括	包括	包括 (※②)	包括 (※②)	包括 (※②)	包括 (※②)	① 異動後の部局近郊の医療機関では適切な治療等を受けられない場合 ② 当該地の医療機関で治療等を受ける必要性を申立書や診断書等により個別に判断する。
		配 偶 者 の 動 な い 時 者	異 者 の 動 な い 時 者	同居の子が学校等に在学しているため、直前の居住地等に居住すること。	運用5条1①	運用5条1①			
同居の子が学校等に入転学するため、又は保育所等に入転所若しくは在所すること。	包括			包括	包括	包括	包括	包括	同上
同居の子が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。(※②)	包括			包括	包括 (※③)	包括 (※③)	包括 (※③)	包括 (※③)	① 18歳の年度末までの子 ② 異動後の部局近郊の医療機関では適切な治療等を受けられない場合 ③ 当該地の医療機関で治療等を受ける必要性を申立書や診断書等により個別に判断する。

別居の事情 (異動の日から4年以内。ただし、3年を超えるものについては、協議を要する。)		異動等直後の配偶者の住居					留意事項
		直前		過去		左記以外の地	
		居住地	勤務庁 60km未満	居住地	勤務庁 60km未満		
配偶者の赴任後	同居の子が学校等に入転学するため、直前の居住地に転居すること。	運用5条3①					18歳の年度末までの子
	同居の子が学校等に入転学するため、転居すること(運用5条3①に該当する場合は除く。)		包括	包括	包括	包括	同上
	同居の子が保育所等に入転所するため、転居すること。	包括	包括	包括	包括	包括	同上
	同居の子が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けるため、転居すること。(※②)	包括	包括	包括(※③)	包括(※③)	包括(※③)	① 18歳の年度末までの子 ② 異動後の部局近郊の医療機関では適切な治療等を受けられない場合 ③ 当該地の医療機関で治療等を受ける必要性を申立書や診断書等により個別に判断する。
その時	配偶者自身が学校等に在学しているため、直前の居住地等に居住すること。	包括	包括				
	配偶者自身が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。(※①)	包括	包括	包括(※②)	包括(※②)	包括(※②)	① 異動後の部局近郊の医療機関では適切な治療等を受けられない場合 ② 当該地の医療機関で治療等を受ける必要性を申立書や診断書等により個別に判断する。
	配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けるため、転居すること。(※①)	包括	包括	包括(※②)	包括(※②)	包括(※②)	
その他	特別の事情により、異動等の日から3年を超え4年以内に単身となった場合(運用規則第5条関係第4項・第5項)	個別協議	個別協議	個別協議	個別協議	個別協議	帯同後3年を超え4年以内の別居で規則・運用・包括承認等に該当する事情のもの
	異動に伴いやむを得ない事情により単身となった職員又は異動等に伴い配偶者を帯同して転居した後、特別の事情により単身となった職員で、単に通勤困難に係る要件を欠いていたため手当の支給対象とならなかった者が、その後の異動に伴い、住居を移転した場合において、引き続き単身で生活し、その時点で通勤困難の要件を具備した場合	包括	包括	包括	包括	包括	
	その他、上記に類する事情を有する場合	個別協議	個別協議	個別協議	個別協議	個別協議	

「個別協議」となっている事項については、教職員事務課手当認定・旅費担当課長が認定を行うに当たり、教職員事務課給与制度係に合議することとなります。

通 勤 困 難 の 取 扱 い

通 勤 困 難 (他の支給要件をすべて具備している場合)	適用規定	備 考
直前の住居（配偶者の住居）から異動等直後の勤務庁までの通勤距離が60km以上であること。	規則3①	※ 通勤距離 通勤手当にない最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路について、徒歩及び通勤手当上の交通機関により通勤したものとした場合の経路を通勤方法に応じて合計したもの ※ 通勤時間 1 異動等の直前の住居若しくは配偶者の住居を出発すべき時刻 から異動等の直後に勤務する部局の勤務開始時刻までの時間 2 異動等の直後に勤務する部局の勤務終了時刻から異動等の直前の住居若しくは配偶者の住居に到着するまでの時間 3 1、2について、通勤手当を支給できる交通機関及び徒歩により通勤するものとした場合の時間であること
通勤時間が2時間以上であること。	包 括	
勤務開始時刻の1時間前から勤務開始時刻までの間に到着できる交通機関がない場合又は勤務終了時刻から1時間以内で帰宅できる交通機関がない場合で、距離から判断して徒歩で通勤できない場合	包 括	
通勤時間が1時間30分以上2時間未満の場合で、勤務開始時刻前1時間以内に到着できる交通機関又は勤務終了時刻から1時間以内で帰宅できる交通機関の運行回数が1回のときは30分、2回のときは15分を加えた通勤時間が2時間以上となること。	包 括	
気象状況による欠航、冬季間の交通機関の運行停止により、1年におおむね1箇月以上通勤不可能となることが見込まれること	包 括	
その他、上記に相当する程度に通勤困難であると認められる場合	個別協議	

注1 「直前の居住地等」とは、異動等の直前の居住地（同一市町村内を含む。）及び異動等の直前に在勤していた部局までの通勤距離が60km未満の地点をいう。

2 「過去の居住地等」とは、職員が部局に勤務するため過去に配偶者と同居していたことのある居住地（同一市町村内を含む。）及び職員が過去に在勤していた部局（当該部局在勤時に職員が配偶者と同居していたものに限る。）までの通勤距離が60km未満の地点（異動等の直前の居住地等を除く。）をいう。

3 「個別協議」となっている事項については、認定権者は認定を行うに当たって、教職員事務課給与制度係に合議を要するものをいう。

4 「包括」となっている事項については、あらかじめ協議を行ったものとして認定権者において認定を行うことができるものをいう。

5 「規則」とは、単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）をいう。

6 「運用」とは、単身赴任手当の運用について（平成2年3月26日付け人委第1022号北海道人事委員会事務局長通知）をいう。

7 その他詳細等については、「単身赴任手当の運用について規則第8条関係第5項及び第6項の規定等に基づく協議について」（令和5年3月31日付け教総第3325号教育長通知）によること。